

令和7年8月5日
大阪市 AI オンデマンド交通検討会議会長

運行事業者の取扱いについて

本市A I オンデマンド交通における運行事業者の追加・削除については報告事項とし、次のとおり取り扱うこととする。

記

	項目	該当項目に対する取扱
1	検討会議委員等への報告・説明等	運行事業者を追加・削除する際は、書面等にて各委員等に報告すること

※運行事業者を追加する場合は、道路運送法に基づく運賃協議会における議決が別途必要になる

以上

【参考】大阪市A I オンデマンド交通検討会議運営規約（抜粋）

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮り定める。